

マーティン・ウォルター博士

2006年9月/2008年8月改定

# 森林認証評価ガイド (FCAG) を用いた FSC および PEFC 森林管理認証の分析

仮訳：WWF ジャパン

原典：Analysis of the FSC and PEFC Systems for Forest Management Certification using the Forest Certification Assessment Guide (FCAG)

## 目次

省略形

要旨

### I はじめに

背景

分析手法

### II FSC および PEFC スキームの評価

第1部 国際的な規範と基準の遵守

第2部 基準と基準設定のプロセス

第3部 認証及び認定の手続の適合性

PEFC スキームに関する所見の分析要約

FSC スキームに関する所見の分析要約

付録1 参考文献

## 省略形

|         |  |
|---------|--|
| ASI     | 国際認定サービス (FSC 認定部門)                          |
| AFS     | オーストラリア森林基準                                  |
| ATO     | アフリカ木材協会                                     |
| FCAG    | 森林認証評価ガイド                                    |
| FSC     | 森林管理協議会                                      |
| GFA     | WWF と世界銀行による世界森林協議会 (Global Forest Alliance) |
| IAF     | 国際認定機関フォーラム                                  |
| ILO     | 国際労働機関                                       |
| ITTO    | 国際熱帯木材機関                                     |
| ISEAL   | 国際社会環境認定表示連合                                 |
| ISO/IEC | 国際標準化機構                                      |
| JAS-ANZ | オーストラリア-ニュージーランド共同認定機関                       |
| PEOLG   | 汎ヨーロッパ森林管理水準ガイドライン                           |
| PEFC    | PEFC 森林認証プログラム                               |
| POL     | 方針   |
| PRO     | 手順   |
| SFM     | 持続可能な森林管理                                    |
| STD     | 基準   |
| WWF     | 世界自然保護基金                                     |

## 著者に関する注釈

マーティン・ウォルター(Martin Walter)氏は、ドイツ・ヴァイエンシュテファンにある応用科学大学の講師であり、森林認証および林産物市場を専門としている。彼の最近の業績としては、認証制度を評価する世界銀行ガイドラインおよび世界銀行森林資源ブック作成への貢献が挙げられる。また彼は FSC の経済部会メンバーである。

## 要旨

本研究では、WWF と世界銀行が共同で開発した、森林認証制度を評価する分析枠組みである森林認証評価ガイド *Forest Certification Assessment Guide* (以下 FCAG と記す) の要求事項に照らし合わせて、2 つの世界的な森林管理認証制度である PEFC 森林認証プログラム *Programme for the Endorsement of Forest Certification Systems* (以下 PEFC と記す) と 森林管理協議会 *Forest Stewardship Council* (以下 FSC と記す) を評価した。

本調査では、国際的なレベルで両制度が設けているルールや規制に注目した。国際的なレベルで扱われていない事項に関しては、サンプル抽出した国内制度・基準のルールと規制を FCAG の要求事項に照らし合わせて評価した。

調査は、公開されている文書のみに基づく机上調査の形態をとった。この段階で得られた所見について、インタビューや制度・基準のパフォーマンスに関する現地調査といった他の証拠との照合は行っていない。

PEFC は、国際的なルールと規制に関して、地域レベルでの解釈にかなりの柔軟性をもたせる分権的な形で組織されていることが明らかになった。こうした仕組みは、国内基準の策定や、異なる国内スキームが採用している認証手続きにも反映されている。したがって、本調査では PEFC が国際的なレベルで扱っていない各国のレベルの制度については、サンプル調査により各国の PEFC により認定されている制度を用いて評価した。この中で、このような分権システムに起因する多くの課題を確認した。

PEFC のこの柔軟性は、国ごとに基準設定や認証プロセスに関するアプローチの仕方がかなり異なるという事態を作り出している。またこのような柔軟性は、国毎の制度を各国の状況に適合させるのに役立つ一方、各国の PEFC スキーム間で要求事項が異なるという結果をもたらしている。そのような違いの一例を以下に挙げる。

- 認証レポートの公開性

チリにおいては認証レポートがダウンロードできるのに対し、オーストラリアのケースでは認証保有者からの要求があった場合にのみ入手可能。

- 認証の範囲

チリとオーストラリアにおいては実質的な森林管理区画が認証範囲であるのに対し、ドイツでは地域のワーキンググループによって提供される事業区域のみに認証範囲が限定されている。

また、PEFC では、利害関係者の関与と意思決定におけるバランスに関して重要な問題が確認された。国内基準策定プロセスだけでなく、国際および国内レベルでの統治においても、FCAG が要求するレベルを保証する十分な厳密さと精密さを欠いている。PEFC も利害関係者の関与を規定してはいるものの、最終的な意思決定プロセスは幅広い利害関係者団体が不在のまま行われている。加えて、国家レベルでの意思決定機構では各利害関係者の利益バランスが保証されておらず、特定の利害関係団体の代表によって意思決定が支配されかねない。

また認定機関による認証機関認定時のレポートが公開されていないため、認証機関の審査結果に関する情報がほとんど入手困難である。このことは認証判定の透明性を損ねており、また利害関係者が認定プロセスの質を判断する可能性を制限している。認証機関の事業に関してはより豊富な情報が提供され

ているが、認証レポートの内容と公開性に関しては大きな違いがある。

FSC は、主要な機能を FSC 国際本部が担っているので、より中央集権的なものであると特徴付けられる。また国際及び国内レベルでの基準の解釈はより厳密なものとなっている。

FCAG の要求事項に関して、FSC の問題点はほとんど確認できなかった。おそらく最も重大な問題点は、国または地域レベルでの“暫定基準”であると考えられる。この暫定基準は、FCAG が想定している、枠組みとしての国際基準を地域レベルで採用する際のプロセスに沿って作成されていない。

## FCAG を用いた FSC および PEFC 森林管理認証の分析

### 背景

WWF は世界銀行と緊密に協力しながら、FCAG を用いて、複数の原則に対する整合性から森林認証制度を評価するツールを開発した。これらの原則は、様々な異なる利害関係者を交えた 3 年にわたる徹底的な議論に基づいて設定されたものであり、森林管理基準およびそれらの整備に用いられる手段とメカニズムに不可欠と考えられる要素を網羅している。またこれらの原則は、認証の独立性と信頼性を保証するのに必要とみなされる構造上および運用上の要求事項も含んでいる。FCAG に照らした制度分析は、制度の長所と短所に関する洞察を与え、例えば Global Forest & Trade Network (GFTN) といった事業において、WWF が意思決定を行なう助けとなるものである。

現在、FSC と PEFC という 2 つの森林認証制度が世界的に運用されている。両制度は独自の枠組みを有しており、その枠組みの下で、信頼できる認証制度の主要な 4 要素（制度の管理、認証、認定、基準設定）について規定されている。結果として、国際的な制度によって承認された国家レベルでの制度運営は、国際的な要求事項に沿う形で行われていると想定される。国際的なレベルで扱われていない問題は国内レベルで評価を行った。これにより、より効果的な分析プロセスが可能となった。

しかしながらこの想定は、国際的な承認メカニズムが、全ての下位レベルにおいて国際的な要求事項が遵守されていることを保証するに十分なものであるという前提を必要とする。よって今回分析された論点の他に、承認メカニズムの独立性、有効性そして精度に関する調査が必要であると考えられるが、それらは本調査の範囲外である。

本調査の目的は、FSC と PEFC の国際的なシステムおよび国際的な管理下にある国内制度の、長所と短所に関する情報を提供することである。調査の実施にあたって、FCAG を評価の枠組みとして使用した。第 1 段階として、制度の国際的なルールを調査した。国内制度が国際的な規定をしのぐ場合、ある要求事項に対する遵守は、その制度が独自に定める職務・責任の配分に応じて、国家レベルで達成できる。加えて、国際的なレベルでは満足いく結果が得られなかった側面についてのみ、国内制度のサンプル調査を行った。国内レベルでの分析にはサンプリング手法を用いた。両制度とも、サンプルとしてオーストラリア、チリそしてドイツの国内スキームまたは国内手順を選んだ。このような 2 段階アプローチを用いた認証制度分析によって、2 つの制度の比較が可能となり、また国際あるいは国家レベルで十分に扱われていない FCAG の要求事項について確認することができた。

WWF は、森林認証に関する見解と戦略を発展させるためにこの調査を委託した。

分析結果は、両制度の各要素に関する比較を可能にするものである。しかしながら、両制度の総合的なパフォーマンスに関する包括的な議論は、FCAG の異なる要素について重要性に応じた重み付けができるようなメカニズムに基づいて初めて可能であり、このメカニズムに関しては本調査の範囲外であることに留意しなければならない。

## 分析手法

FSCに関して、全ての分析はまず始めに2006年8月時点で入手可能であった文書に基づいて行なわれた。認証機関の認定プロセスに関する1つの文書を除いて、分析に用いたFSCの文書は、2006年8月から2008年8月の調査基準日まで変化していない。PEFCの文書は当初、同じ基準日（2006年8月）に基づいて分析した。後の調査の中で、2006年のPEFC総会で採択されたPEFC文書における変更点を考慮に入れて、所見を改正した。したがって分析は2007年10月時点の文書を参照している。それ以降はPEFCの関連文書は変更のないままである。

本レポートにおいて、分析対象である2つの制度に関する所見を同じ表に併記した。各制度の姿勢と、制度の関連資料のうちいずれの文書に該当箇所が記載されているかも表に記載した。主要な所見と結論は、PEFCとFSCそれぞれの分析要約の中でも述べている。またその要約の中で、評価が複雑であったがって判断が困難ないくつかの点に関して、より詳しく言及している。

本調査の総合的な目的を踏まえ、異なる所見を以下のカテゴリーに分類した：

*Fulfilled*：文書の内容が、FCAGの要求事項を適切に取り扱っている

*Not required by the international system* (以下N.R.I.S.と記す)：国際的なレベルではFCAGの要求事項が適切に取り扱われていないが、その下で運営されている機関（FSCの認証機関やナショナルイニシアチブ、PEFCの認証機関、認定機関あるいは国内制度運営機関）によって遵守されている

*Not fulfilled in the case of the international system*：国際的なレベルでFCAGの要求事項が満たされてはいるが、文書の中に適切な手順が記載されていない

*Not fulfilled in the case of national system*：国際的なレベルで要求事項が取り扱われておらず、また国内レベルでも遵守されていない

*Not applicable*：少数のケースにおいて、制度が定める条項にFCAGのルールを適用できなかった。理由は様々なので、このカテゴリーが与えられた場合にその理由を個別に示すこととする

ほとんどのケースで、この分類は一貫性を持って適用することができた。いくつかのFCAG要求事項における言い回しと分析対象である制度の複雑性のために、分析の中で所見を明確に分類することができない事態にも遭遇した。このような場合、各状況に応じて以下のように記入した：

- 評価対象制度中において当該FCAGの要求事項が属する視点を取り扱っているものの、文書における言い回しとして、当該FCAG要求事項が意味・意図するところに明確に対応していない。この場合、所見は“fulfilled”に分類し、補足説明を付けた
- 複数の視点を含んだFCAG要求事項に関し、評価対象の制度がある視点は遵守しているものの他の視点に関しては遵守できていない。このような場合は、異なる視点毎にを別々に分析し、所見はFCAG要求事項の各要素に分類した。
- 当該FCAG要求事項について制度の文書中で言及されてはいるが、詳細な記述に欠ける。この場合

は、判断基準に関する簡潔なコメントを付けて “not fulfilled” あるいは “N.R.I.S.” に分類した。



## PEFC スキームに関する所見の分析要約

### 全体的側面

PEFC は、認定、認証および基準設定機能を国内運営機関が担っているため、分権的な制度であると特徴付けられる。国際的に適用される PEFC のルールによって、関連機関の構造と適用される手順が示されているものの、制度を特定の国内事情に適合させるための幅広い裁量権を PEFC と提携する国内制度は与えられている。この柔軟性によって、認証プロセスの各要素に対するアプローチの仕方は非常に多様である。

分権的な構造の結果として、多くの FCAG 要求事項が国際的な PEFC 文書において扱われていない。しかしながら、国際的に設定された枠組みを国内制度が補完するあるいは凌ぐ可能性もある。したがって、FCAG 基準の遵守は、国内制度によって設定された規定を通して達成されるものである。

分析を通じて、PEFC と提携する国内制度が FCAG に沿った構造や手順を策定するのを国際的なルールが禁止しているという兆候は確認されなかった。

### 第 1 部 国際的な規範と基準の遵守

ほとんどのケースで、国際的なレベルで設定されたルールは、FCAG の基準 1 で規定された基本的な要求事項を満たしている。

PEFC あるいは PEFC と提携する国内制度は、国際社会環境認定表示連合 *International Social and Environmental Labelling Alliance*（以下 ISEAL と記す）のメンバーでない。よって本調査においては、国際的に適用可能な PEFC 要求事項を、ISEAL の“社会環境基準設定のための適正実施規範”（Code of Good Practice for Setting for Social and Environmental Standard）に照らし合わせて分析することが必要である。しかしながら、本調査は公に入手可能な文書に基づいているので、追加的な分析はここでは試みていない。

### 第 2 部 基準と基準設定のプロセス

一般に、国内基準の内容に対応する PEFC の国際的枠組みは、FCAG の各要素をカバーしている。アフリカ諸国の天然林に対する原則と基準 *ATO/ITTO Principles Criteria and Indicators*（以下 ATO/ITTO PCI と記す）に関して、限定的な事例においてはああるが、主に管理計画や作業の内部モニタリングシステムに関連して、FCAG の基準 2 の内容からの逸脱が確認された。

特に計画とモニタリングに関する FCAG 要求事項に対し、汎ヨーロッパ森林管理水準ガイドライン *Pan European Operational Level Guidelines*（以下 PEOLG と記す）との間にいくつかのギャップが確認された。加えて、基準の中で十分に取り扱われていない要素が 2 点確認された。PEOLG は貴重な森林地域や自然生息域の維持に関する明確な要求事項を含んでいない。PEOLG は、世界銀行の方針で指摘された課題について触れているものの、この点に関して PEOLG が強調している方針は、世界銀行のアプローチと完全には足並みが揃っていない（Part 2 の Box 1 参照）。さらに PEOLG には、植林を行う際に貴重な森林地域や自然生息域の改変を避けるための要求事項が欠けている。

最新（2007 年 8 月）の決定事項の中で、PEFC 協議会も熱帯林管理に関する国際熱帯木材機関

*International Tropical Timber Organisation*（以下 ITTO と記す）ガイドラインを熱帯地域における認証の基準として受け入れた。これらのガイドラインの中で規定されたルールは、政府レベルでの森林の持続可能な発展に関する政策策定に向けた枠組みを提供するもので、実務計画レベルでのみ部分的に適用可能である。おそらくこの点が、FCAG 要求事項と比較した際の ITTO ガイドラインの実質的な欠点の根拠である。前述した FCAG においても同様の欠点を確認された。さらに、ITTO ガイドラインは先住民や他の地域社会の伝統的権利、地域社会との関係および労働者の権利に関する規定が欠けている。

FCAG が意思決定プロセスへの幅広い利害関係者の参加を要求している全分野において、国際的に適用可能な PEFC ルールと規制は、FCAG の基準 3 に明記された FCAG 原則を満たしていない。国際的なレベルでの PEFC 統治機構は、総会への外部団体の参加を認めているものの、彼らの参加は意思決定への影響力を持たないオブザーバーとしての立場に制限されている。国際的な統治機構における正会員の資格は、総会と理事会において指名された委員団が代表を務める国内制度機関に与えられている。

国内レベルでの基準設定プロセスを統括する PEFC の規定は、意思決定において外部の意見を反映させることを認めている点でより柔軟であるといえる。一方で、FCAG の要求事項に照らして国際的な PEFC 制度を評価する中で、いくつかの問題点が浮かび上がった。国内基準設定に関する国際的なプロセスにおいて、国内基準を承認する意思決定は合意に基づくべきであると明確に規定されている。しかしながら、合意は異なる利益を代表する利害関係者間で形成されなければならないとは明記されていない。たった 1 つの利益団体しか基準策定プロセスに参加していないといった極端なケースでも、その国内基準が PEFC によって承認される可能性があるという点で、FCAG 要求事項に適合しない。

柔軟性を認めることで、国際的な制度は、国内制度が PEFC の国際的規定よりも厳しい条項を定めたり、より広範な参加を認めたりする道を開いている。しかし、国内制度の評価からは、広範な利害関係者の関与についての包括的なプロセスは確認できなかった。

PEFC と提携する国内制度に採用されている統治機構は、基準設定プロセスに含まれておらず、国際的な PEFC 制度によって詳しく規制されていない。国内機関は、その統治機構を確立する際にかかなりの柔軟性を持っており、利害関係者の参加を制限あるいは拡大することが可能である。したがって意思決定プロセスとその適用に関する評価は、PEFC と提携する国内制度を対象に行った。選定した国内制度に関して、ほとんどの視点で国内制度によって適用された統治機構は FCAG 要求事項を十分に満たしていないことが確認された。

### 第 3 部 認証及び認定の手續の適合性

FCAG の基準 7～11 は主に、一般的な組織の立ち上げおよび適合性評価、認証、認定を行う機関が適用する手法を規定している。それぞれ国際標準化機構 *International Standardisation Organisation*（以下 ISO と記す）ルールを補うよう想定されている。分析結果から、PEFC が用いている認証と認定に関する国際的ルールは、ISO によって規定された国際的な枠組みを実質的に超えるものではないと結論付けられた。

いくつかの視点について、PEFC の文書中でその問題点が一般的な形で言及されているものの、これらの条項は FCAG が要求しているレベルを満たす細目には欠けていることが明らかとなった。これは

特に“意思決定の透明性及び公表”（基準 7）と“認証及び認定の過程における利害関係者との協議”（基準 8.4）について言えることである。公開レポートの作成が要求されてはいるが、その内容や公開性に関する規定は FCAG の要求事項に達していない。同じことが、審査中に行う利害関係者の聴取についてもあてはまる。この点について文書中で概略的に述べられてはいるものの、誰に聴取すべきか、あるいはどのように聴取を行うべきかといったことに関するプロセスが述べられていない。

また ISO 要求事項のみへの対応にとどまっていることが、監査の頻度や、審査期間中に確認された不適合事項を達成するための猶予期間に関する PEFC 認証と認定（基準 9）のマイナス評価につながっている。FCAG と比較してこれらの事項に関する ISO ルールは厳密性に劣っており、したがってこれらの基準に関して PEFC 制度は十分カバーできていないことになる。

これまでのところ PEFC 認証制度は、承認された国内制度が存在する国々でのみ運用されているので、関心のある全ての森林所有者がこの制度を利用できるというわけではない。わずかな例外を除いて、発展途上国は現在 PEFC のメンバーでなく、また承認された国内制度も有していないので、この点は特に問題である。

環境パフォーマンスに関しては、PEFC はほぼ完全に ISO (14020 と 14021) の基準に適合している。しかしながら、PEFC はこの点に関して、ISO14021 に従えば使用を避けるべき“持続可能な”という言葉を用いている。ISO 基準においては、この表現はあまりに複雑であり、かつ十分に科学的な厳密性を持って検証できるものではないので、環境製品に関して用いるには不適切とみなされている。この解釈に従えば、明確性、精度、検証可能性という点において、PEFC は ISO14021 における各要求事項を完全には満たしていないと結論付けなければならない。さらに、これに関して行われた調査では、この言葉が消費者によく理解されていないことが報告されている。

またグループ認証あるいは地域認証における、森林管理者と認証機関との間に位置する中間組織の認証に関してさらに複雑な問題がある。これらの認証においては、認証は森林管理単位に対して発行されるのではなく、中間組織の管理システムに対して発行される。ここにおいて認証保有者は、森林管理区画レベルでの森林管理あるいはモニタリングを管理する機能を持っていない。

PEFC が採用しているアプローチの多くは、特に小規模森林所有者が比較的容易に認証を取得できるように設計されている。このことは、グループ認証要求事項において、極端な場合森林所有者が PEFC の設ける基準を施業レベルで固守することを確約していなくてもその参加が認められていることから見て取れる。またいくつかの地域認証事例においては、認証審査は施業レベルを対象としておらず、すなわち森林レベルでの PEOLG 遵守は認証保有者の義務でないのである。

## 結 論

PEFC において、認証制度の全 3 分野（基準設定、認証、認定）に関する多くの機能は、分権化された国内機関あるいは関連スキームによって運用あるいは規制されている。国内制度に基づく事業は、国際的なレベルで設定されたルールによって部分的には規制されるものの、完全ではない。FCAG 要求事項に関連して、特に意思決定における利害関係者の関与について課題が残る。本調査の中で評価を行っ

た国内制度のサンプルから、国際レベルでの指針がなくても国内ルールで適用できることが確認された。しかしながら、国際レベルで問題とされた大半の事項について国内制度は追加的な方針を整備しておらず、したがってこれらの事項は国家レベルでも FCAG の要求事項に適合できていなかった。

## FSC スキームに関する所見の分析要約

### 全体的側面

FSC では認証制度の中心的機能、すなわち適合性評価、認証、認定は国際的な運営機関が担っており、基準設定プロセスにおいてのみ、国際基準を地域の実情に適合させる役割が国内もしくは地域レベルの組織やプロセスに委譲されている。よって本調査においては、多くの点に関して国際的なレベルでの分析で十分に所見を fulfilled あるいは not fulfilled に分類することができ、国内レベルでの分析が必要なのはごくわずかなケースに限られた。

### 第 1 部 国際的な規範と基準の遵守

FCAG の第 1 部について、制度運用に関する国際的な監査を分析した結果、FSC の基準設定システムは ISEAL のモニタリングと監査制度を用いて運営されていると結論付けられた。FSC は、ISO ガイド 65 と FSC が独自に設ける追加的要求事項に沿って認証機関の機構と運営を承認する、国際的な認定プログラムであると主張している。現在のところ、国際認定サービス (FSC 認定機関) *Accreditation Services International* (以下 ASI と記す) は ISEAL の正規会員でなく、したがって認定機関に関するルールを定めた ISO 基準 17011 の遵守は、国際的な包括システムによって保証されていない。本調査においては、方法論的な問題のためこの点に関してさらに踏み込んだ分析を行っていないが、これは FCAG 要求事項に関する FSC の重要な問題点として残る。

### 第 2 部 基準と基準設定のプロセス

FSC によって適用されている国際基準は、森林管理基準として不可欠な内容を詳細に述べた FCAG 基準 2 の大多数の要求事項を含んでいる。保護すべき森林地域を扱った要求事項において、専門用語の不一致が確認された。FCAG が世界銀行方針の定義に倣って“貴重な森林地域 (critical forest areas)”および“貴重な自然生息域 (critical natural habitat)”という用語を用いているのに対し、FSC 国際基準は“保護価値の高い森林 (High Conservation Value Forests)”という概念を打ち立てている。FCAG 基準 2 に関する脚注で述べているように、これらの用語とその根底にある概念との関係は近刊予定の世界銀行森林データブックで明らかにする予定である。当座は予備調査に倣って、“貴重な森林地域”は“保護価値の高い森林”に相当すると結論付けておく。よって FCAG 基準 2 に関する脚注で要求されている“貴重な森林地域”の維持管理については、FSC の原則 9 に適用することで保証される。しかしながら、森林の外に存在する生態学的に価値の高い地域 (FCAG 基準では“貴重な自然生息域”に分類できる) は FSC 原則の中で明確には扱われていない。したがって、この部分は not fulfilled に分類された。

FSC の基準策定と統治機構については、基準 3 の下でさらに踏み込んだ分析を行なった。国際基準を地域に適用する場合には二通りのやり方が考えられる。すなわち、FSC が承認したワーキンググループが策定する国内または地域基準か、地域レベルで適用可能な国際基準の解釈として認証機関が入念に作成するいわゆる“暫定基準”である。このため基準策定プロセスの評価は、この両方のメカニズムについて行なった。国際機関と国内イニシアチブ間の責任の分担については、各レベルでの統治機構に関する個別分析が必要である。国内イニシアチブの統治を評価する際には、国際的レベルで定められている条項を考慮した。

国内イニシアチブが実施する基準策定プロセスについて、国家レベルでの機構やプロセスの方針を示した FSC のルールは、FCAG の各要求事項に適合していると結論付けられた。認証機関が策定した暫定基準に関してより重要な問題が確認された。このプロセスには協議が含まれているが、その場合の意思決定は、FCAG 基準が求めているような利害関係者間の合意やバランスの取れた投票システムに基づいていない。しかしながら暫定基準を採用することで、FSC は認証サービスを世界的に提供することができ、国や地域を限定しない公正な制度運用を求める FCAG の要求を満たすことができる。

国際的な制度統治機構に関して、基準 3 で述べられている FCAG の概念と FSC のアプローチとの間で、ほとんどの要求事項が一致していることが確認された。しかしながら、総会での意思決定プロセスは、合意重視ではなく投票システムに基づいている。投票において、少なくとも合意の必要性は考慮されており、いずれかの主要な利益団体が優位に立って決定が下される事態は回避している。NGO の適任性に関する基準は、FSC 会員資格規定の下で部分的に扱われているが、FSC は FCAG 基準 3 に含まれている全ての要求事項を反映するような、厳密な NGO 選定基準を取り決めていない。

国家レベルの統治機構に関する要求事項は、FSC National Initiative Manual の中で規定されている。この文書における規定は、特に投票権と、基準策定協議会における意思決定プロセス (part 12) とその他の事業における意思決定プロセスとの違いに関して、やや分かりづらい。したがって、総合的に見て不適合と評価した。

### 第 3 部 認証及び認定の手續の適合性

FSC の認証および認定手続きは、これらの活動に関する ISO が設けるルールを凌ぐものであり、FCAG 要求事項を満たしている。唯一の例外は苦情の処理と異議申し立てプロセスに関連する事項であり、そこにおいて苦情や異議申し立てを行なう団体は完全に費用負担なしの状況には置かれていない。

### 結論

FSC のより中央集権的な制度において、FCAG の各基準との適合性を評価するのに必要な大多数の情報は、国際的な制度に関する文書から入手可能であった。FSC 文書からは、調査を行った多くの点に関して FCAG 要求事項に適合しているという適切な証拠を得られた。例外は、国内イニシアチブの統治および国内・地域基準策定プロセスにおける利害関係者団体の関与に関する、FCAG 基準との不適合であった。

認定手続きと関連する ISO 基準との整合性は、国際的な包括システムの下での ASI の会員資格という形では保証されていない。ISO 基準 17011 に照らした ASI 手順の評価は本調査の範囲外である。

“暫定基準”の策定が一貫して FSC 制度の弱みとして認識された。特に、このプロセスへの利害関係者団体の参加を求める国際的なレベルでの要求が比較的弱い点が問題である。また国家レベルでのプロセスの分析からも、暫定基準策定プロセスを FCAG 要求事項に適合させるよう補足的な手段がとられているという証拠は見当たらなかった。

## 第1部：国際的な規範と基準の遵守

### 基準1 認証、認定、基準設定のための国際的な枠組みの遵守

| 要求事項   | 結果  |    |    |                                   |  |    |    |     |
|--|---|----|----|-----------------------------------|--|----|----|-----|
|  | PEFC 国際   | 豪州 | チリ | ドイツ                               | FSC 国際                                   | 豪州 | チリ | ドイツ |
| a. 認定機関は、国際的な認定組織（連合/評議会）、例えばIAFもしくはISEAL、に加盟していること。 | Fulfilled<br>PEFC<br>Technical<br>document,<br>Annex 6, point 5             |    |    |                                   | Not fulfilled                            |    |    |     |
| b. モニタリング及び監査は、森林管理分野における認定事業を対象とする組織により実施されること。     | Fulfilled   |    |    |                                   | Fulfilled                                |    |    |     |
| c. すべての認証機関は、評価中の FM 認証制度に対する活動を認定されること。             | Fulfilled (2006 年<br>8 月更新)<br>PEFC<br>Technical<br>document,<br>Annex 6, 4 |    |    | 注：森林管理<br>区画は認証範<br>囲に含まれて<br>いない | Fulfilled<br>FSC STD<br>20-001 to 20-009 |    |    |     |
| d. 認定には、ISO Guide62、65 もしくは 66 を遵守することが必要であること。      | Fulfilled<br>PEFC<br>Technical<br>document,<br>Annex 6, point 5             |    |    |                                   | Fulfilled<br>FSC STD<br>20-001 to 20-009 |    |    |     |
| e. 基準設定機関は、ISEAL に加盟していること。                          | Not fulfilled   |    |    |                                   | Fulfilled<br>ISEL membership<br>list     |    |    |     |

1 ISO/IEC Guide 62 (1996): 品質システム審査登録機関に対する一般要求事項.

2 ISO/IEC Guide 65 (1996): 製品認証機関に対する一般要求事項.

3 ISO/IEC Guide 66 (1996): 環境マネジメントシステム(EMS)の審査登録機関に対する一般要求事項.

注： ISO ガイド 62 および 66 は ISO17021：“適合性評価—マネジメントシステムの監査及び認証を提供する機関に対する要求事項”に置き換えられた。



|   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ガイダンス   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| Point aー認定機関もしくは基準策定機関はそれぞれ IAF もしくは ISEAL へ加盟すべきである。これらの機関には他の会員形態があるが、関連する要求事項（ISO 17011 <sup>4</sup> , ISEAL Code of Good Practice for Setting Social and Environmental Standard <sup>5</sup> ）の遵守を求めるべきではない |  |  |  |  |  |  |  |  |
| Point bー認定の相互承認を行う国際機関はしばしば、そのサービスを品質管理認証や環境管理認証といった特定の分野に限定している。したがって森林管理認証分野における認定機関の活動が実際に国際的な包括的仕組みに組み込まれている場合に、そのモニタリングと監査を評価すべきである  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| Point cー認証機関が森林管理分野における事業に対して認定を受けており、特定の認証スキームのために行動していることを調査することが重要である。ISO 14001 あるいは ISO 9000 の認定では不十分である  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| Point dー代替案として、認証制度は他の手段を通して上で挙げた文書（ISO 17011; ISO Guide 62, 65 and 66; ISEAL Code of Good Practice）を遵守している証拠を示すことができる。この場合認証制度の要素はそこに記載されている要求事項に照らして評価されなければならない  |  |  |  |  |  |  |  |  |

4 ISO/IEC 17011:2004, 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項

5 ISEAL Alliance (2004): ISEALの「社会環境基準設定のための適正実施規範」.

コメント：ISO17011 に照らした FSC 認定プロセスの評価、および ISEAL 「社会環境基準設定のための適正実施規範」.(ガイダンス Point d 参照)に照らした PEFC 認定プロセスの評価には、より踏み込んだ分析が必要だが、これは机上調査だけでは実行不可能なので、本調査の中では行っていない。

## 第 2 部：基準と基準設定のプロセス

### 基準 2 森林管理における経済、環境、公正さの各側面がよく調和し、世界的に適用できる原則との両立、及び GFA の要求事項の遵守

コメント：PEFC は、国内基準を作成する際に、国際的に適用可能な参考資料として PEOLG を採用している。これらのガイドラインはヘルシンキプロセス、つまり欧州の林業大臣によって設立された政府委員会によって作成されたものである。他の地域において同様のプロセスを経て作成された基準は、その地域の国々が国内基準を策定する際の基礎として PEFC によって承認を受けることができる。この例としては、現在のところ、熱帯諸国における森林管理に関する ITTO ガイドライン（熱帯生産林における生物多様性の保護に関する ITTO ガイドライン；熱帯植林地の造成および持続可能な森林管理に関する ITTO ガイドライン）、および ATO/ITTO PCI が PEFC によって承認されている。したがって、本調査ではこれら 3 つ全ての国際基準について分析した。

国内制度が国際的な要求事項を満たしているかどうかを調査する際には、サンプルに選んだ PEFC と提携する国内制度全てが PEOLG を適用していたため、PEOLG のみを参考資料として用いた。

FSC について、国内および地域レベルでの基準設定イニシアチブにとっての国際的枠組みは、FSC Standard 01-001 (FSC Principles and Criteria for Forest Stewardship FSC P&C) である。

| 要求事項   | 結果  |    |    |     |           |    |    |     |
|--|---|----|----|-----|-----------|----|----|-----|
|  | PEFC 国際   | 豪州 | チリ | ドイツ | FSC 国際    | 豪州 | チリ | ドイツ |
| a. 関連するすべての法律の遵守<br>認証制度において、森林管理は、国内のすべての関連法及びその国が加盟するすべての国際条約と国際的取り決めに尊重しなければならないこと。 | <b>PEOLG;</b><br>Fulfilled<br>PEFC<br>Technical document,<br>4.6, and 4.7<br><b>ATO/ITTO PC&amp;I;</b><br>Fulfilled<br>ATO/ITTO PCI<br>2.1.1 and 2.1.2<br><b>ITTO Guidelines</b><br><b>N. R. I. S</b> |    |    |     | Fulfilled |    |    |     |

|  |   |                                  |  |  |   |  |  |  |
|--|---|----------------------------------|--|--|---|--|--|--|
| <p>b. 保有権及び使用権の尊重<br/>認証制度は、法的に文書化された、もしくは慣習的な土地の保有権及び使用権を尊重しなければならないこと。</p>                                   | <p><b>PEOLG;</b><br/>Fulfilled<br/>PEOLG 6.1 b<br/><b>ATO/ITTO PC&amp;I;</b><br/>Fulfilled<br/>ATO/ITTO PCI, 4.1<br/><b>ITTO Guidelines</b><br/>N.R. I. S</p>                                 |                                  |  |  | <p>Fulfilled<br/>FSC Standard<br/>01-001, 2. 2</p>                        |  |  |  |
| <p>c. 先住民の権利の尊重<br/>認証制度では、先住民が、彼らの土地やテリトリー、及び資源を所有、使用、及び／もしくは管理する、法的及び慣習的な権利を明確に尊重しなければならないこと。</p>            | <p><b>PEOLG;</b><br/>N.R. I. S<br/><b>ATO/ITTO PC&amp;I;</b><br/>Fulfilled<br/>ATO/ITTO PCI, 4.1<br/><b>ITTO Guidelines</b><br/>N.R. I. S</p>   | <p>Fulfilled<br/>(幾つかの問題点残る)</p> | <p>Not fulfilled</p>                                   | <p>NA for Germany</p>  | <p>Fulfilled<br/>FSC Standard<br/>01-001, 3</p>                           |  |  |  |
| <p>d. 地域社会との関係の尊重。<br/>認証制度は、地域社会の権利と同様に、長期にわたり社会的、そして経済的に森林の地域社会が受けている便益を継続し、高めることを、明確に理解し、尊重しなければならないこと。</p> | <p><b>PEOLG;</b><br/>Part 1 Fulfilled<br/>PEOLG 6.1 b<br/>Part 2 N.R. I. S<br/><b>ATO/ITTO PC&amp;I;</b><br/>Fulfilled<br/>ATO/ITTO PCI, 4.2-4.4<br/><b>ITTO Guidelines</b><br/>N.R. I. S</p> | <p>Part2 fulfilled</p>           | <p>Part2 fulfilled<br/>Principle 5 of SFM Standard</p> | <p>Part2 Fulfilled<br/>Criterion 6, German PEFC standard</p> | <p>Fulfilled<br/>FSC Standard<br/>01-001, 4</p>                           |  |  |  |
| <p>e. 労働者の権利の尊重。<br/>認証制度は、労働者の権利を明確に理解し、尊重しなければならないこと。</p>  | <p><b>PEOLG;</b><br/>Fulfilled<br/>PEOLG 6.1 b<br/><b>ATO/ITTO PC&amp;I;</b><br/>Fulfilled<br/>ATO/ITTO PCI, 4.1.3<br/><b>ITTO Guidelines</b><br/>N.R. I. S</p>                               |                                  |  |  | <p>Fulfilled<br/>FSC Standard<br/>01-001, 4<br/>FSC policy<br/>30-401</p> |  |  |  |

|   |  |   |  |  |   |   |   |   |
|---|--|---|--|--|---|---|---|---|
| <p>f. 森林のもたらす多様な便益。<br/>認証制度では、管理システムは明確に、経済的な継続性を高め、環境や社会的な多様な便益を促進するよう、森林から得られるさまざまな生産物やサービスの効果的な利用を促進するものでなければならないこと。</p>                        | <p><b>PEOLG;</b><br/>Fulfilled<br/>PEOLG 3.1c, 3.2a<br/><b>ATO/ITTO PC&amp;I;</b><br/>Fulfilled<br/>ATO/ITTO PCI, 2.5, 3.5<br/><b>ITTO Guidelines</b><br/>植林に関して Fulfilled<br/>Principle 27<br/><b>天然林に関して N. R. I. S</b></p>  |   |  |  | <p>Fulfilled<br/>FSC Standard<br/>01-001, 5</p>   |   |   |   |
| <p>g. 環境影響の評価と緩和。<br/>認証制度では、管理システムは、生物多様性やそれに伴う価値、水資源、土壌、そしてかけがえのない、壊れやすい生態系や景観を保全するために、環境影響（世界銀行やWWFの方針で取り上げられている問題点を含む）を明確に評価、管理しなければならないこと。</p> | <p><b>PEOLG;</b><br/>Fulfilled<br/>PEOLG 2.1, 4.1b), 5.1a)<br/><b>ATO/ITTO PC&amp;I;</b><br/>Fulfilled<br/>ATO/ITTO PCI, 3.1-3.5<br/><b>ITTO Guidelines</b><br/>Fulfilled<br/>ITTO Guidelines<br/>plantations 4.1, ITTO<br/>Guidelines for natural<br/>forest management<br/>3.1.7</p> |   |  |  | <p>Fulfilled<br/>FSC Standard<br/>01-001, 6.1</p>   |   |   |   |
| <p>h. 危機的な状況にある森林地域及び関連する危機的な状況にある自然生息域。<br/>認証制度では、森林施業は危機的な状況にある森林地域及び施業の影響を受けるその他の危機的な状況にある自然生息域を明確に維持しなければならないこと。</p>                           | <p><b>PEOLG;</b><br/><b>N. R. I. S</b><br/>PEOLG の各要求事項は、世界銀行方針で定義された貴重な森林及び自然生息域の概念・定義と一致していない<br/><b>ATO/ITTO PC&amp;I;</b><br/>Fulfilled<br/>ATO/ITTO<br/>PCI, 3.3.1, 3.3.2<br/><b>ITTO Guidelines</b><br/>N. R. I. S</p>   | <p><b>Not fulfilled</b><br/>オーストラリア森林基準 <b>Australian Forestry Standard</b> (以下 AFS と記す) の要求事項は、世界銀行方針で定義された貴重な自然生息域の定義と完全には一致していない (box1 参照)</p> | <p><b>Not fulfilled</b><br/>国際およびオーストラリアに対するコメント参照</p> | <p><b>Not fulfilled</b><br/>国際およびオーストラリアに対するコメント参照</p> | <p>貴重な森林に関して Fulfilled<br/>FSC Standard 01-001, 9<br/>貴重な自然生息域に関して <b>N. R. I. S</b><br/>FSC P&amp;C はハビタット全般ではなく森林ハビタットのみを考慮している (box1 参照)</p> | <p>貴重な自然生息域に関して <b>Not fulfilled</b><br/>世界銀行が用いている概念と、保護価値の高い森林の概念が完全には一致していない (box1 参照)</p> | <p>貴重な自然生息域に関して <b>Not fulfilled</b><br/>左記参照</p> | <p>貴重な自然生息域に関して <b>Not fulfilled</b><br/>左記参照</p> |

|  |   |   |  |  |  |  |  |  |
|--|---|---|--|--|--|--|--|--|
| <p>i. 植林に特化した対策<br/>     認証制度には、植林が危機的な状況にある自然生息域の転換につながる事が確実に無いようにするため、適切かつ明確な要求事項があること。</p>  | <p><b>PEOLG;</b><br/> <b>N.R.I.S</b><br/> <b>ATO/ITTO PC&amp;I;</b><br/>     Fulfilled<br/>     ATO/ITTO PCI, 3.2.2.1<br/> <b>ITTO Guidelines</b><br/>     天然林に関して N. A.<br/>     植林に関して fulfilled<br/>     ITTO Guidelines<br/>     plantations, appendix1</p>   | <p>Fulfilled<br/>     AFS<br/>     4708-2007,<br/>     4.3.2(ただし<br/>     上記参照)</p>                                   | <p>Fulfilled<br/>     Criterion2.1<br/>     SFM standard</p> | <p><b>Not<br/>     fulfilled</b></p>   | <p>Fulfilled<br/>     FSC Standard<br/>     01-001, 6.10,<br/>     10.9</p>                                  |  |  |  |
| <p>j. 管理計画の実施。<br/>     認証制度では、関連する施業の規模及び内容に見合った、包括的かつ最新の管理計画の維持を通じて、効果的な森林管理計画を立案しなければならないこと<br/>     認証制度では、こうした管理計画は、明確に、継続的な改善に向けた目標をはっきりと示し、目標を達成する手段を説明しなければならないこと。</p> | <p><b>PEOLG;</b><br/>     Part 1 Fulfilled<br/>     PEOLG 1.1c<br/>     Part 2 (継続的な改善に関して) <b>N.R.I.S</b><br/> <b>ATO/ITTO PC&amp;I;</b><br/>     Fulfilled<br/>     ATO/ITTO PCI,<br/>     2.2.3, 3.1.4<br/> <b>ITTO Guidelines</b><br/>     植林に関して Fulfilled<br/>     ITTO Guidelines<br/>     plantations 4.1, 5.1.1<br/>     天然林管理に関して<br/> <b>N.R.I.S</b></p> | <p>Part2<br/>     Fulfilled<br/>     AFS<br/>     4708-2007,<br/>     4.1.1<br/>     AFS 要求事項はこの問題を完全には扱っていない</p>     | <p><b>Part 2<br/>     Not<br/>     fulfilled</b></p>         | <p><b>Part 2<br/>     Not<br/>     fulfilled</b></p>   | <p>Part 1<br/>     Fulfilled<br/>     FSC Standard<br/>     01-001,7<br/> <b>Part 2<br/>     N.R.I.S</b></p> | <p><b>Part 2<br/>     Not<br/>     fulfilled</b></p> | <p><b>Part 2<br/>     Not<br/>     fulfilled</b></p> | <p><b>Part 2<br/>     Not<br/>     fulfilled</b></p> |
| <p>k. 効果的なモニタリングと評価。<br/>     認証制度では、森林の状態、林産物の生産量、(関係する場合には)生産・加工・流通各段階、管理作業及び社会や環境に与える影響を評価するため、施業の規模と内容に応じた、効果的なモニタリングシステムを明確に利用しなければならないこと</p>                             | <p><b>PEOLG;</b><br/> <b>N.R.I.S</b><br/>     PEOLG はモニタリングについて述べてはいるが、FCaG 要求事項を含むより詳細な内容には触れていない<br/> <b>ATO/ITTO PC&amp;I;</b><br/>     Fulfilled<br/>     ATO/ITTO PCI,<br/>     2.6.1.1, 3.1.2<br/> <b>ITTO Guidelines</b><br/> <b>N.R.I.S</b></p>   | <p>Fulfilled<br/>     AFS<br/>     4708-2007,<br/>     4.1.4<br/>     AFS はモニタリングを要求しているが、FCAG に含まれる内容と完全には同じではない</p> | <p>Fulfilled</p>   | <p><b>Not<br/>     fulfilled</b><br/>     注：モニタリングは地域単位では行われているが森林管理区画あるいは施業レベルでは行われていない</p> | <p>Fulfilled<br/>     FSC Standard<br/>     01-001, 8</p>  |  |  |  |

|   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
|   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ガイダンス   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| Point c and d-基準は、先住民や地域社会の文化的知識や彼らが伝統的に依存してきた生物多様性に基づいて森林が利用される場合、彼らの権利を保護するよう要求すべきである。基準の中で、土地所有権、慣習的な利用、文化的宗教的に重要な場所に関する先住民・地域社会の権利に関する参考資料を整備すべきである |  |  |  |  |  |  |  |  |
| Point e-基準は、最低でも the Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work に記された ILO の中心的要求事項を満たすべきである   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| Point k-基準は、計画の改定に当たってモニタリング結果を反映させるよう要求すべきである  |  |  |  |  |  |  |  |  |

Box 1: 世界銀行による“貴重な自然生息域 (natural critical habitat)”の定義と、PEFC および FSC 認証制度で設定された該当区域に関する定義の比較

| 世界銀行   | PEOLG における関連内容  | FSC P&C における関連内容   |
|--|---|--|
| 貴重な自然生息域とは:<br>(i) 既存の保護区、政府によって正式に保護区として指定された区域(例:IUCN の分類における基準を満たす保護地)、地域社会によって伝統的に保護されていることが確認された地 | 河畔域や湿地ビオトープ、危機に瀕したもしくは保護すべき野生遺伝的資源のみならず、(承認された参考リストに記載されているような)固有種が存在する地域や絶滅の危険がある種の生息域といった、保護された、希少な、影響を受けやすい、あるいは | 6.4 その景観に含まれる現存する代表的な生態系は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じ、自然のままの状態で保全されるとともに、地図上に示されなければならない。 |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>域(例:神聖な林)、(環境評価プロセスにおいて特定されたような)これらの保護区の存続に不可欠な区域;<br/>あるいは</p> <p>(ii) 世界銀行あるいは the Regional Environment Sector Unit(RESU)が認定した信頼ある機関が整備した補足的リストで定義された区域。そのような区域として、伝統的な地域社会によって認識された区域(例:神聖な林);生物多様性の保護に非常に適していると考えられる区域;稀少な、脆弱な、移住性の、あるいは絶滅の危機に瀕した種が存在する区域、が含まれる。区域の選定は、種の豊かさ;構成種の固有性、希少性、脆弱性の程度;代表性;生態系プロセスの全体性、といった要素に関する体系的な評価に基づく</p> | <p>代表的な森林生態系を考慮に入れて、生態学的に重要な森林ビオトープを森林管理計画と森林資源表および地図に含めるべきである。</p> <p>森林内にある水源や湿地、岩石露頭や峡谷といった特に重要なビオトープは保護され、森林施業によって損傷を受けた場合には適切な場所に復元されるべきである</p> | <p>原則9 保護価値の高い森林の保存<br/>保護価値の高い森林の管理は、その森林の特質を維持、または高めるものでなければならない。保護価値の高い森林に関する決定は、常に慎重に行われなければならない</p> <p>9.1 保護価値の高い森林の特質を判断する際、森林管理の規模および内容に応じた評価が不備なく行われるものとする。</p> <p>9.2 認証過程においては、認められる保護特質、およびその維持のための諸手法についての協議が重点的になされなければならない。</p> <p>9.3 管理計画は、特質が確実に維持され高められるよう、慎重な措置を盛り込むとともに、実施されなければならない。この措置は、公開される管理計画概要に具体的に明示されなければならない。</p> <p>9.4 年一度のモニタリングが実施され、保護特質が維持され高めるように取られている措置が効果的なものであるかどうかが評価されなければならない。</p> |
|---|--|--|

### 基準 3- 制度管理及び基準設定における、すべての主要な利害関係者グループによる実質的かつ公平な参加

コメント：このセクションに含まれる一連の内容は、基準策定プロセスと制度の統治機構について述べたものである。両側面とも国際的および国家的なレベルでの議論を含む。

そのため、基準 3 の要求事項に関する 2 制度の評価は以下の項目別に行なった：

- a) 国内基準策定に関するルール
- b) 国際レベルでの統治に関するルール
- c) 国家レベルでの統治に関するルール

基準 5 に準じ、FCAG は国際基準策定に関する要求事項を設けていない。したがって国際的なレベルでの基準策定手順は評価していない。

PEFC において、国家レベルでの基準設定プロセスは、現在のところ PEOLG、アフリカ天然林向け ATO/ITTO PCI あるいは ITTO ガイドラインのいずれかの枠組みの中で行なわれている（基準 2 参照）。これらの国際的ガイドラインの策定は政府レベルで行なわれているので、PEFC の管轄外である。

FSC において、国際基準である FSC 原則と基準を地域に適用するための、2 つの異なるプロセスが存在する。一つ目は、国内イニシアチブまたはワーキンググループが FSC 国内基準を作成するというものである。もう一つは、認定された認証機関が、いわゆる“暫定基準”を策定し、これに照らして審査を行うというものである。したがって、本調査では国家あるいは地域レベルでのこうした異なる基準策定プロセスを個別に評価した。ドイツでは FSC 国内基準が整備されており、オーストラリアとチリでは“暫定基準”に沿って認証が行なわれているので、これらの国における国際基準の適用事例を見ることで、両方のプロセスを分析することができる。

#### a) 国内基準策定に関するルール

| 要求事項                               | 結果  |               |  |               |                    |               |               |  |
|------------------------------------|---|---------------|--|---------------|--------------------|---------------|---------------|--|
|                                    | PEFC 国際   | 豪州            | チリ   | ドイツ           | FSC 国際             | 豪州            | チリ            | ドイツ                                      |
| <b>実質的な利害関係者の参加</b>                |   |               |  |               |                    |               |               |  |
| a. 関連する利害関係者グループは、参加を公的に要請されていること。 | Fulfilled<br>PEFC Technical Document, Annex2, 3.5.1 |               |  |               | 国際基準に関して Fulfilled |               |               |  |
| b. 関連する利害関係者グループが実質的に参加したこと。       | N.R.I.S.  | Not fulfilled | Not fulfilled<br>社会・環境 NGO および先住民の代表からの参加が | Not fulfilled | N.R.I.S.           | Not fulfilled | Not fulfilled | Fulfilled<br>FSC Germany membership list |



|   |   |                                     |  |  |   |               |               |           |
|---|---|-------------------------------------|--|--|---|---------------|---------------|-----------|
| c.関連する主要な利害関係者グループの実質的な参加が得られなかった場合でも、利害関係者を関与させる方法が整っていること       | N.R.I.S.  | Fulfilled<br>AFS, Record of process | ない<br>Not fulfilled<br>プロセスへの参加者は任命されていない  | Fulfilled                                | 国内基準に関して<br>Fulfilled<br>FSC National Initiatives Manual, 12.3.1<br>暫定基準に関して<br>Fulfilled<br>FSC Standard 20-003, 3.14            |               |               |           |
| d.利害関係者を取り込むための取り組み、及び利害関係者から提起された問題がどのように取り組まれているかが記載された文書があること。 | Fulfilled<br>PEFC Technical Document, Annex2, 3.5.1                                   |                                     |  |  | 国内基準に関して<br>Part 1 Fulfilled<br>FSC National Initiatives Manual, 12.5.1<br>暫定基準に関して<br>Fulfilled<br>FSC Standard 20-003,4.4.5.1b) |               |               |           |
| <b>バランスのとれた意思決定方法</b>   |   |                                     |  |  |   |               |               |           |
| e. 意思決定過程は、関連する利害関係者グループ間の合意を得ようとするものであること                        | N.R.I.S<br>PEFC Technical Document, Annex2, 4.3.1<br>下で述べた利害関係者団体間で合意されなければならないわけではない | Not fulfilled<br>左記参照               | Not fulfilled<br>社会・環境NGOおよび先住民の代表からの参加がない | Not fulfilled<br>国際制度に対するコメント参照          | 国内基準に関して<br>Fulfilled<br>FSC National Initiatives Manual, 12.3.1<br>暫定基準に関して<br>N.R.I.S   | Not fulfilled | Not fulfilled | Fulfilled |
| f. 合意に達しない場合に、バランスのとれた意思決定ができるような方法が整っていること。                      | N.A.<br>PEFC は合意に基づく決定のみを認めているので、投票メカニズムに関しては規定されていない                                 | PEFC<br>Germany に対するコメント参照          |  | 注：国際的な要求事項と食い違うがPEFC ドイツは投票メカニズムを明確にしている |   |               |               |           |
| ・主な利害関係者グループが意思決定過程において支配したり、されたりすることが確実に無いようにすること                | N.A.<br>上記参照  | Not fulfilled                       | Not fulfilled                              | Not fulfilled                            | 国内基準に関して<br>Fulfilled FSC National Initiatives Manual, 12.3.1<br>暫定基準に関して   | Not fulfilled | Not fulfilled | Fulfilled |

|   |              |               |               |               |  |               |               |           |
|---|--------------|---------------|---------------|---------------|--|---------------|---------------|-----------|
| <p>・主な環境、社会もしくは経済に関する利害関係者が押し切られるのを防ぐ投票システムを定めること</p>   | N.A.<br>上記参照 | Not fulfilled | Not fulfilled | Not fulfilled | N.R.I.S<br>国内基準に関して<br>Fulfilled FSC<br>National Initiatives<br>Manual, 5.5<br>暫定基準に関して<br>N.R.I.S   | Not fulfilled | Not fulfilled | Fulfilled |
| <p>・主な利害関係者グループの代表のいずれかが欠席の場合は意思決定をできないようにする方法を含めること</p>  | N.A          | Not fulfilled | Not fulfilled | Not fulfilled | N.R.I.S<br>国内基準に関して<br>Fulfilled FSC<br>National Initiatives<br>Manual, 6.4.2<br>暫定基準に関して<br>N.R.I.S | Not fulfilled | Not fulfilled | Fulfilled |
| <p>ガイドンス</p>  |              |               |               |               |  |               |               |           |
| <p>Point aー関連する利害関係者グループは次のように定義される：：<br/>基準設定プロセスおよびスキーム/制度の統治において下記の利害関係者団体が代表を務めるべきである</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府を含む森林所有者、及び／もしくはそれらの協会の代表</li> <li>・製品製造業者、販売業者、小売業者</li> <li>・科学者／学術団体</li> <li>・環境 NGO、社会 NGO／組織(例 労働組合、消費者協会)</li> <li>・先住民の代表</li> </ul> <p>主要な利益団体は経済的、社会的、環境的利益に区分され、合意が得られなかった場合の意思決定に関与する</p> |              |               |               | ドイツに先住民は存在しない |  |               | ドイツに先住民は存在しない |           |
| <p>Point bー 基準設定及び制度管理に参加するNGOは以下の諸条件を満たす必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の関心事項を合法的に示すこと</li> <li>・代表者は所属団体に確実に説明できること</li> <li>・主たる分野で実績を有すること</li> <li>・認証システムに関心があり、影響を受けること</li> </ul>   |              |               |               |               |  |               |               |           |

|                |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ・幅広いメンバーからなること |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|

**基準設定（ガイダンス point b）への関与に関するコメント**

全般：リストに挙げられている団体や個人が“実質的に”関与をしている参加者かどうかを判断するには、会合における議論や内容に関する深い知識が必要とされるため、公開されている情報に基づいて評価することは出来ない。さらに“実質的”という言葉は曖昧なので、団体あるいは個人に認められた関与の程度がこの用語を満たすに十分かどうかを判断するのは困難である。したがってガイダンスの point a で挙げられている利害関係者グループが全てのプロセスに参加しているかどうかを評価し、次に関与している NGO をガイダンス point b に挙げられている項目に照らして評価した。

関与を評価するのに用いたのは以下の文書である

FSC Germany: Membership list（会員リスト）

PEFC Chile: Conformity assessment of the Certfor forest certification scheme to the PEFC requirements; Indufor 2004 (PEFC認証スキーム適合評価)

PEFC Australia: Development of Australia Forestry Standard, Record of Process (2002)（オーストラリア林業基準策定プロセスの記録）

PEFC Germany: Participants list ‘Würzburg Seminar’（“ヴュルツブルグ・セミナー”参加者リスト）

**b) 国際レベルでの統治に関するルール**

| 要求事項   | 結果            |    |    |     | 結果   |    |    |     |
|--|---------------|----|----|-----|--|----|----|-----|
|  | PEFC 国際       | 豪州 | チリ | ドイツ | FSC 国際   | 豪州 | チリ | ドイツ |
| <b>実質的な利害関係者の参加</b>  |               |    |    |     |  |    |    |     |
| a. 関連する利害関係者グループは、参加を公的に要請されていること。                           | Not fulfilled |    |    |     | Fulfilled<br>注：会員登録は継続的なプロセスである                            |    |    |     |
| b. 関連する利害関係者グループが実質的に参加したこと。                                 | Not fulfilled |    |    |     | Fulfilled<br>注：入手可能な情報からこの要求事項を評価するのは困難である                 |    |    |     |
| c. 関連する主要な利害関係者グループの実質的な参加が得られなかった場合でも、利害関係者を関与させる方法が整っていること | Not fulfilled |    |    |     | Not fulfilled  |    |    |     |
| d. 利害関係者を取り込むための取り組み、及び利害関係者から提起された問題がどのように取り組まれているかが記載      | Not fulfilled |    |    |     | Part 1 Not fulfilled<br>Part 2 fulfilled<br>Minutes of the |    |    |     |

|  |               |  |  |  |                                |  |  |  |
|--|---------------|--|--|--|--------------------------------|--|--|--|
| された文書があること。  |               |  |  |  | General Assembly               |  |  |  |
| <b>バランスのとれた意思決定方法</b>  |               |  |  |  |                                |  |  |  |
| e. 意思決定過程は、関連する利害関係者グループ間の合意を得ようとするものであること   | Not fulfilled |  |  |  | Fulfilled<br>FSC By-laws, 16   |  |  |  |
| f. 合意に達しない場合に、バランスのとれた意思決定ができるような方法が整っていること。   |               |  |  |  |                                |  |  |  |
| ・主な利害関係者グループが意思決定過程において支配したり、されたりすることが確実に無いようにすること   | Not fulfilled |  |  |  | Fulfilled<br>FSC By-laws 11-15 |  |  |  |
| ・主な環境、社会もしくは経済に関する利害関係者が押し切られるのを防ぐ投票システムを定めること   | Not fulfilled |  |  |  | Fulfilled<br>FSC By-laws 11-15 |  |  |  |
| ・主な利害関係者グループの代表のいずれかが欠席の場合は意思決定をできないようにする方法を含めること  | Not fulfilled |  |  |  | Fulfilled<br>FSC By-laws 15    |  |  |  |
| <b>ガイダンス</b>   |               |  |  |  |                                |  |  |  |
| Point aー関連する利害関係者グループは次のように定義される：：<br>基準設定プロセスおよびスキーム/制度の統治において下記の利害関係者団体が代表を務めるべきである<br>・政府を含む森林所有者、及び／もしくはそれらの協会の代表<br>・製品製造業者、販売業者、小売業者<br>・科学者／学術団体<br>・環境 NGO、社会 NGO／組織(例 労働組合、消費者協会)<br>・先住民の代表<br>主要な利益団体は経済的、社会的、環境的利益に区分され、合意が得られなかった場合の意思決定に関与する |               |  |  |  |                                |  |  |  |
| Point bー基準設定及び制度管理に参加するNGOは以下の諸条件を満たす必要がある<br>・個々の関心事項を合法的に示すこと<br>・代表者は所属団体に確実に説明できること<br>・主たる分野で実績を有すること<br>・認証システムに関心があり、影響を受け  |               |  |  |  |                                |  |  |  |

|                       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ること<br>・幅広いメンバーからなること |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|

c) 国家レベルでの統治に関するルール

PEFC は国内 PEFC スキームに適用される統治機構に関する要求事項を明確にしていなかった。したがって国内スキームの統治に関する全ての要素は国家レベルで評価した。

FSC において、いわゆる“国内イニシアチブ”がこのレベルで運営されている団体にあたる。したがって、ドイツ、オーストラリア、チリの3つの国内ワーキンググループに関して評価を行った。

| 要求事項   | 結果                                  |                              |                              |   | 結果  |  |  |  |
|--|-------------------------------------|------------------------------|------------------------------|---|---|--|--|--|
|  | PEFC 国際                             | 豪州                           | チリ                           | ドイツ   | FSC 国際  | 豪州   | チリ                                     | ドイツ                                      |
| <b>実質的な利害関係者の参加</b>  |                                     |                              |                              |   |   |  |  |  |
| a. 関連する利害関係者グループは、参加を公的に要請されていること。                                 | N.R.I.S.<br>PEFC は森林所有者の参加のみを要求している | Fulfilled<br>あらゆる利益団体に開かれている | Fulfilled<br>あらゆる利益団体に開かれている | Fulfilled                                     | N.R.I.S.  | Fulfilled                                  | Fulfilled<br>全ての人々に開かれており参加はいつでも可である   | Fulfilled<br>全ての人々に開かれており参加はいつでも可である     |
| b. 関連する利害関係者グループが実質的に参加したこと。                                       | N.R.I.S.                            | Not Fulfilled                | Not Fulfilled<br>最後のコメント参照   | Not Fulfilled<br>本セクション末のコメント参照               | N.R.I.S.  | Fulfilled<br>FSC Australia membership list | Fulfilled<br>FSC Chile membership list | Fulfilled<br>FSC Germany membership list |
| c. 関連する主要な利害関係者グループの実質的な参加が得られなかった場合でも、利害関係者を関与させる方法が整っていること       | N.R.I.S.                            | Not Fulfilled                | Not Fulfilled                | Not Fulfilled                                 | N.R.I.S.  | Not Fulfilled                              | Not Fulfilled                          | Not Fulfilled                            |
| d. 利害関係者を取り込むための取り組み、及び利害関係者から提起された問題がどのように取り組まれているかが記載された文書があること。 | N.R.I.S.                            | Not Fulfilled                | Not Fulfilled                | Not Fulfilled                                 | N.R.I.S.  | Not Fulfilled                              | Not Fulfilled                          | Not Fulfilled                            |
| <b>バランスのとれた意思決定方法</b>  |                                     |                              |                              |   |   |  |  |  |
| e. 意思決定過程は、関連する利害関係者グループ間の合意を得ようとするものであること                         | N.R.I.S.                            | Not Fulfilled                | Not Fulfilled                | Fulfilled<br>'Satzung PEFC Deutschland e.V.,4 | Fulfilled<br>FSC National Initiatives Manual, 5.5 |  |  |  |
| f. 合意に達しない場合に、バランスのとれた意思決定ができるような方法が整っていること。                       |                                     |                              |                              |   |   |  |  |  |

|   |          |               |               |               |  |  |  |  |
|---|----------|---------------|---------------|---------------|--|--|--|--|
| <p>・主な利害関係者グループが意思決定過程において支配したり、されたりすることが確実に無いようにすること</p>   | N.R.I.S. | Not Fulfilled | Not Fulfilled | Not Fulfilled | Fulfilled<br>FSC National Initiatives Manual, 5.5 および FSC By-laws 50, 51 |  |  |  |
| <p>・主な環境、社会もしくは経済に関する利害関係者が押し切られるのを防ぐ投票システムを定めること</p>   | N.R.I.S. | Not Fulfilled | Not Fulfilled | Not Fulfilled | Fulfilled<br>FSC National Initiatives Manual, 5.5 および FSC By-laws 50, 51 |  |  |  |
| <p>・主な利害関係者グループの代表のいずれかが欠席の場合は意思決定をできないようにする方法を含めること</p>  | N.R.I.S. | Not Fulfilled | Not Fulfilled | Not Fulfilled | Fulfilled<br>FSC National Initiatives Manual, 5.5 および FSC By-laws 50, 51 |  |  |  |
| <p>ガイダンス</p>  |          |               |               |               |  |  |  |  |
| <p>Point aー関連する利害関係者グループは次のように定義される：：<br/>基準設定プロセスおよびスキーム/制度の統治において下記の利害関係者団体が代表を務めるべきである</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府を含む森林所有者、及び／もしくはそれらの協会の代表</li> <li>・製品製造業者、販売業者、小売業者</li> <li>・科学者／学術団体</li> <li>・環境 NGO、社会 NGO／組織(例 労働組合、消費者協会)</li> <li>・先住民の代表</li> </ul> <p>主要な利益団体は経済的、社会的、環境的利益に区分され、合意が得られなかった場合の意思決定に関与する</p> |          |               |               |               |  |  |  |  |
| <p>Point bー基準設定及び制度管理に参加するNGOは以下の諸条件を満たす必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の関心事項を合法的に示すこと</li> <li>・代表者は所属団体に確実に説明できること</li> <li>・主たる分野で実績を有すること</li> <li>・認証システムに関心があり、影響を受けること</li> </ul>  |          |               |               |               |  |  |  |  |

|                |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------|--|--|--|--|--|--|--|
| ・幅広いメンバーからなること |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------|--|--|--|--|--|--|--|

**国家レベルの統治における参加（ガイダンス point b）に関するコメント：**

全般：要求事項 c)および d) の分析に必要な情報が十分に入手できなかったため、上記の評価は入手可能だった文書にのみ基づいており、会議議事録やインタビュー、事実調査などのその他の証拠は考慮していない。また、特に現在も登録が進行中で会員が確定していない場合、要求事項 b) および c) は基準策定プロセスには適用できるが、統治機構に関してはあまり意味を成さない。

評価に用いたのは以下の文書である

- ・ FSC Germany: By laws of the FSC national working group（FSC国内ワーキンググループ付随定款）
- ・ FSC Australia: FSC Australia membership list（FSCオーストラリア会員リスト）
- ・ FSC Chile: FSC Chile membership list（FSCチリ会員リスト）
- ・ PEFC Germany: By-laws of the German Forest Certification Council（ドイツ森林認証協議会付随定款）
- ・ PEFC Chile: Conformity assessment of the Certfor forest certification scheme to the PEFC requirements; Indufor 2004（PEFC認証スキーム適合評価）
- ・ PEFC Australia: list of directors of Australian Standards Ltd（オーストラリア基準Ltd役員リスト）

**基準 4- 不必要な貿易障害の回避**

基準を設けていない

**基準 5 地域の実情に即した目的と検証可能なパフォーマンス基準**

| 要求事項   | 結果                 |                  |                           |                          |                      |    |    |     |
|--|--------------------|------------------|---------------------------|--------------------------|----------------------|----|----|-----|
|  | PEFC 国際            | 豪州               | チリ                        | ドイツ                      | FSC 国際               | 豪州 | チリ | ドイツ |
| a. 基準は、もし関係があれば、CoC 認証を含めた、実施に関する明確な要求事項を含むこと。 | Fulfilled<br>PEOLG |                  |                           |                          | Fulfilled<br>FSC P&C |    |    |     |
| b. 基準は、柔軟性が必要な場合に、解釈に関する指針と併せて、検証可能な表          | 国際レベルで N.A.        | Fulfilled<br>AFS | Fulfilled<br>SFM Standard | Fulfilled<br>German PEFC | Fulfilled<br>FSC P&C |    |    |     |



|  |  |           |           |                          |  |  |  |  |
|--|--|-----------|-----------|--------------------------|--|--|--|--|
| 現で記載されていること。   |  | 4708-2007 | for Chile | Standard                 |  |  |  |  |
| c. 国内基準を策定する基本として使われた国際的な原則と基準は、施業レベル（森林管理単位）での規定を含むこと。  | Fulfilled<br>PEOLG   |           |           |                          | Fulfilled<br>FSC P&C   |  |  |  |
| 国際的に機能しているシステムの場合：   |  |           |           |                          |  |  |  |  |
| d. 国内基準もしくは国内の枠組みと、国際的なシステムとの調和／同等性に向けた手段と方法が整っていること   | Fulfilled<br>PEFC Technical document, annex 7<br>PEFC は国際基準との一致を要求している |           |           |                          | Fulfilled<br>FSC National Initiatives Manual, 12.3.3, 12.3.4 |  |  |  |
| e. 国内基準の間での整合性を調べる方法があること  | Fulfilled<br>PEFC Technical document, annex 7<br>上記のコメント参照             |           |           |                          | Fulfilled<br>FSC National Initiatives Manual, 12.3.3, 12.3.4 |  |  |  |
| f. 国内基準は、国際的なシステムにより承認されていること。   | Fulfilled<br>PEFC Technical document, annex 7<br>上記のコメント参照             |           |           |                          | Fulfilled<br>FSC National Initiatives Manual, 12.3.3, 12.3.4 |  |  |  |
| ガイダンス  |  |           |           |                          |  |  |  |  |
| 国内基準は現場での管理システムに関する要求事項を含む場合があるが、the Global Forest Alliance の要求事項は国内および地域レベルで適用されるパフォーマンス指標に適用すべきである。指標に用いる表現は、曖昧さや矛盾した解釈を回避するものでなくてはならない。そのためには、その解釈に関する説明なしでの“適用可能な場合”や“適切な場合”といった表現の使用を避けるべきである | 国際的なレベルで<br>N.A.   |           |           | 注：認証はシステム的な要素に対してのみ発行される |  |  |  |  |

### 第3部：認証及び認定の手續の適合性

#### 基準6 認証の決定は、既得権益を有する団体間の利害対立とは無関係である。

この点に関しては ISO の関連文書で詳細に規定されているので、スキームが ISO ルール（例：モニタリングの仕組みが整備されている、など）を遵守しているという証拠が、審査の独立性とスキームの認証判定プロセスにおける利害対立の回避を保証することになる。したがって、基準6に関するスキームの適合性を評価するための追加的なガイダンスは必要でない。

#### 基準7- 意思決定の透明性及び公表

##### 7.1 認証制度の要求事項の公表

| 要求事項   | 結果  | 豪州                   | チリ   | ドイツ                  | FSC 国際                      | 豪州 | チリ | ドイツ |
|--|---|----------------------|--|----------------------|-----------------------------|----|----|-----|
|  | PEFC 国際   | 豪州                   | チリ   | ドイツ                  | FSC 国際                      | 豪州 | チリ | ドイツ |
| 認証制度は、認定・基準及び認証に関するすべての要求事項を示す文書を公表すること。必要な場合は、生産・加工・流通各段階及び意見調整についても同様とすること。                  | Fulfilled<br>PEFC Technical<br>document with<br>annexes | Fulfilled<br>Web で公開 | Not Fulfilled<br>認定手順と基準設定の正確なルールが確認できなかった | Fulfilled<br>Web で公開 | Fulfilled<br>FSC Web サイトで公開 |    |    |     |
| ガイダンス  |   |                      |  |                      |                             |    |    |     |
| 認証スキームは、大抵、認証及び認定に関する規定を明確にしている。それらは通常 ISO の遵守あるいは ISO ルールを凌ぐ内容である。これらスキーム独自のルールは全て公開しなければならない |   |                      |  |                      |                             |    |    |     |

##### 7.2 認証及び認定レポートの公表

| 要求事項 | 結果      | 豪州 | チリ | ドイツ | FSC 国際 | 豪州 | チリ | ドイツ |
|------|---------|----|----|-----|--------|----|----|-----|
|      | PEFC 国際 | 豪州 | チリ | ドイツ | FSC 国際 | 豪州 | チリ | ドイツ |

|  |  |  |                                 |                                     |   |  |  |  |
|--|--|--|---------------------------------|-------------------------------------|---|--|--|--|
| a. 森林管理の評価及び監査のレポートの公表は、それぞれの認証を決定もしくは維持するための論理的な根拠となること。        | Part 1 Fulfilled<br>Part2 N.R.I.S.                     | Part1 Fulfilled<br>Part 2 Not fulfilled<br>注：監査レポートに関して要求事項への適合が不明確である | Fulfilled<br>レポートは認証機関のWebで入手可能 | Fulfilled<br>PEFC<br>Germany Webで公開 | Fulfilled<br>審査<br>FSC-Std 20-009, 5<br>監査<br>FSC-Std 20-009, 7.2             |  |  |  |
| b. 森林管理の評価について公表されるレポートは、基準の適合に関する主な結果を示すことで認証の決定を正当なものとする。      | Fulfilled<br>PEFC Technical document with annexes 6, 4 |  |                                 |                                     | Fulfilled<br>FSC-Std 20-009, 4  |  |  |  |
| c. 森林管理の評価及び監査について公表されるレポートには、評価されている施業の実施状況に関して提起された是正要求を含めること。 | N.R.I.S.   | Not fulfilled  | Not fulfilled                   | Not fulfilled                       | Fulfilled<br>審査<br>FSC-Std 20-009, 4.1.3, 5.2<br>監査<br>FSC-Std 20-009, 7.2, f |  |  |  |
| d. 認定について公表されるレポートは、認定の決定のための論理的な根拠となること。                        | N.R.I.S.   | Not fulfilled  | Not fulfilled                   | Not fulfilled                       | Fulfilled<br>ASI-PRO 10-173, 5.1  |  |  |  |
| e. 認定について公表されるレポートは、評価された認証機関の実施状況に関して出された、是正要求を示すこと             | N.R.I.S.   | Not fulfilled  | Not fulfilled                   | Not fulfilled                       | Fulfilled<br>ASI-PRO 10-173, 5.1.1.6e, 5.1.73c                                |  |  |  |
| f. 公表されたレポートは、既に関覧可能であること。                                       | N.R.I.S.   | Not fulfilled  | Fulfilled                       | Fulfilled                           | Fulfilled<br>審査<br>FSC-Std 20-009, 2<br>監査<br>ASI-PRO 10-173, 5.1.8           |  |  |  |
| ガイダンス  |  |  |                                 |                                     |   |  |  |  |
| Point c- 審査で確認された審査対象の主な強み(優れた点)を公開レポートに簡                        |  |  |                                 |                                     |   |  |  |  |

|   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>潔に記載し、基準が遵守されている証拠を示すべきである</p> <p>Point f—公開レポートは、認証および認定機関の Web サイトから入手可能にすべきである。そうでない場合は、あらゆる関係者に対し迅速かつ無料で郵送すべきである</p> |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|

基準 8- 森林管理の実行及び生産・加工・流通各段階について、信頼性と独立性を備えた審査

8.1 審査の独立性

基準を設けていない

8.2 森林管理の現地評価及び認証機関の実施状況

| 要求事項  | 結果       |  |   |                              | 結果   |    |    |     |
|---|----------|--|---|------------------------------|--|----|----|-----|
|   | PEFC 国際  | 豪州   | チリ  | ドイツ                          | FSC 国際                                     | 豪州 | チリ | ドイツ |
| a. 認証機関の最初の評価及び監査のための認定の手順には、認証された森林経営体への現地訪問が見込まれること                                     | N.R.I.S. | Not fulfilled  | Not fulfilled                                   | Not fulfilled                | Fulfilled<br>ASI-PRO 10170                 |    |    |     |
| b. 認定の要求事項には、認証機関に適用される、評価及び監査の程度が明記されていること。  | N.R.I.S. | Fulfilled<br>JAS-ANZ<br>Procedure 26,<br>annex B     | Not fulfilled                                   | Fulfilled<br>DAP-ZE<br>-PEFC | Fulfilled<br>FSC Standard<br>20-007, 3.4.2 |    |    |     |
| c. 認証の手順では、認証登録証が発行されるより前に、申請者の森林経営体を現地訪問することが必要であること。                                    | N.R.I.S. | Fulfilled<br>JAS-ANZ<br>Procedure 26,<br>J.9.2.3.2.1 | Fulfilled<br>System<br>Manual 01-01,<br>point 8 | Not fulfilled                | Fulfilled<br>FSC Standard<br>20-007, 3.4.2 |    |    |     |
| ガイダンス   |          |  |   |                              |  |    |    |     |
| ISO ルールに従って、認定機関および認証機関は、採用する審査手法と監査の頻度を公開しなければならない。これらのプロセスに関する情報を記した文書は、各機関から入手することができる |          |  |   |                              |  |    |    |     |

8.3 生産・加工・流通各段階の要求事項

| 要求事項 | 結果      |    |    |     | 結果     |    |    |     |
|------|---------|----|----|-----|--------|----|----|-----|
|      | PEFC 国際 | 豪州 | チリ | ドイツ | FSC 国際 | 豪州 | チリ | ドイツ |
|      |         |    |    |     |        |    |    |     |

|   |   |                         |                         |                         |   |  |  |  |
|---|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---|--|--|--|
| a. 枠組みは、産地である森林から最終的な産物に至るまでの生産及び取引を対象とする、生産・加工・流通各段階の統制をとるための基準を有すること。 | Fulfilled<br>PEFC Technical document annex 4, 1.1                             |                         |                         |                         | Fulfilled<br>FSC Standard 40-004; Accreditation Manual, Part 3.6        |  |  |  |
| b. 認証されていない木材にロゴが使用されるのを防ぐための基準及び統制する方法があること。                           | Fulfilled<br>Technical document annex 4, 5                                    |                         |                         |                         | Fulfilled<br>FSC Standard 40-004. Part 4 Accreditation Manual, Part 3.6 |  |  |  |
| c. 生産・加工・流通各段階の認証取得者は、非合法的な産地及び森林を転換した地からの木材を排除しなければならないこと              | Part 1 Fulfilled<br>Technical document annex 4, 1.3.4, 3.6<br>Part 2 N.R.I.S. | Part 2<br>Not fulfilled | Part 2<br>Not fulfilled | Part 2<br>Not fulfilled | Fulfilled<br>FSC Standard 40-005, 4.1<br>関連: 40-004, 9.5                |  |  |  |
| d. ロゴを使用する方法は、ISO 標準 14020 及び 14021 を遵守すること。                            | Fulfilled<br>下記参照   |                         |                         |                         | Fulfilled<br>FSC-TMK 50-201   |  |  |  |
| ガイダンス   |   |                         |                         |                         |   |  |  |  |
| なし  |   |                         |                         |                         |   |  |  |  |

6 ISO/IEC 2000: ISO standard 14020 – 環境ラベルおよび宣言- 一般原則

7 ISO/IEC 1999: ISO standard 14021 – 環境ラベルおよび宣言- 自己宣言による環境主張 (タイプ II 環境ラベル表示)

### ISO14020 および 14021 に対する PEFC 制度の適合性

PEFC のロゴ使用に関するほとんどのルールは ISO と一致している。しかしながら、PEFC は、ISO14021,5.5 で使用を避けるべきとされている“持続可能性 (sustainability)” という用語を未だに認証材のマーケティングに用いている。ドイツの PEFC 制度に関して、認証および認定の範囲として、森林管理者ではない認証保有者として地域ワーキンググループの提供する事業も対象とされているので、持続可能な森林管理に関する要求が認証の中でカバーされているか不透明である。

### 8.4 認証及び認定の過程における利害関係者との協議

|      |    |  |  |  |  |  |  |  |
|------|----|--|--|--|--|--|--|--|
| 要求事項 | 結果 |  |  |  |  |  |  |  |
|------|----|--|--|--|--|--|--|--|

|  | PEFC 国際   | 豪州  | チリ  | ドイツ                     | FSC 国際   | 豪州 | チリ | ドイツ |
|--|---|---|---|-------------------------|--|----|----|-----|
| a.. 認定機関は、認証機関の初期評価及び監査の一環として、積極的かつ文化的に適した対外的な協議を行う義務を負うこと。  | N.R.I.S   | Not fulfilled   | Not fulfilled                                   | Not fulfilled           | Fulfilled 5.5.3.3<br>監査:<br>ASI-PRO 20-113,<br>5.4.7   |    |    |     |
| b. 認証機関は、認証取得者の初期評価及び監査の一環として、積極的かつ文化的に適した対外的な協議を行う義務を負うこと。  | N.R.I.S   | Fulfilled<br>JAS-ANZ<br>Procedure 26<br>J.9.3.1.2e),<br>J9.2.3.2.2d)<br>利害関係者の協議を含む<br>審査は要求事項の一つ | Fulfilled<br>System<br>Manual 01-01,<br>point 8 | Not fulfilled           | Fulfilled<br>FSC Standard<br>20-006  |    |    |     |
| c. 認証及び認定の意思決定の過程で、利害関係者の意見を考慮するための適切な方法があること  | Part 1 Fulfilled<br>Technical document<br>annex 6, 4<br>Part 2 N.R.I.S. | Part 2<br>Not fulfilled   | Part 2<br>Not fulfilled                         | Part 2<br>Not fulfilled | Part 1 Fulfilled<br>FSC Standard<br>20-001 12.1<br>Part 2 Fulfilled<br>ASI-PRO 20-112,<br>5.6.3.6-7, 5.8.4 |    |    |     |
| ガイダンス  |   |   |   |                         |  |    |    |     |
| Point a および b-利害関係者に対し、審査事業について認証・認定機関向けにコメントするよう要請する際に、初期審査と監査の日時と場所を知らせるべきである<br>Point c- 認証または認定機関に設けられた認証判定委員会は、利害関係者のコメントを重視すること、また公開レポートの中でその判定が正当であることを示すよう求められる。助言を求められるグループとは、基準 6 で示されたグループに対応する |   |   |   |                         |  |    |    |     |

## 8.5 不服と異議申し立ての仕組み

コメント：本セクションの要求事項は、認証制度の 3 つの段階、すなわち基準策定、認証、および認定プロセスに対して適用される。したがってこれらのプロセスそれぞれに対して分析を行なった。

### a) 基準策定

| 要求事項  | 結果  |   |                       |                       |  |                       |                       |                       |
|---|---|---|-----------------------|-----------------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|   | PEFC 国際   | 豪州  | チリ                    | ドイツ                   | FSC 国際   | 豪州                    | チリ                    | ドイツ                   |
| 認定機関、認証機関及び基準設定機関についての不服・異議申し立てに関する仕組みは、次の通りとすること   |   |   |                       |                       |  |                       |                       |                       |
| a. あらゆる利害関係団体が利用できる。  | Fulfilled<br>Technical document<br>annex 2, 3.5.1 |   |                       |                       | Fulfilled<br>FSC National<br>Initiatives Manual<br>5.4, 12.3.1 |                       |                       |                       |
| b. 公開されている。   | Fulfilled<br>Technical document<br>annex 2, 3.5.1 |   |                       |                       | Fulfilled<br>FSC National<br>Initiatives Manual<br>12.3.1      |                       |                       |                       |
| c. 申し立て者に費用はかからない   | N.R.I.S.  | Not fulfilled<br>文書にこうした<br>要求事項は<br>確認できな<br>かった | Not fulfilled<br>左記参照 | Not fulfilled<br>左記参照 | N.R.I.S.   | Not fulfilled<br>左記参照 | Not fulfilled<br>左記参照 | Not fulfilled<br>左記参照 |
| ガイダンス   |   |   |                       |                       |  |                       |                       |                       |
| この項目は、希望する人は誰でも、認定・認証・基準策定機関の決定に対し異議を唱えることができることを意味している。関連文書は通常、認定・認証・基準策定機関の苦情・異議申し立てプロセスに関する文書に含まれる。なおこれらの文書は、ISOとISEALルールの下、発行されなければならないことになっている |   |   |                       |                       |  |                       |                       |                       |



b) 認証

| 要求事項  | 結果  |                                       |                       |                       |                                  |                       |                       |                       |
|---|---|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|   | PEFC 国際   | 豪州                                    | チリ                    | ドイツ                   | FSC 国際                           | 豪州                    | チリ                    | ドイツ                   |
| 認定機関、認証機関及び基準設定機関についての不服・異議申し立てに関する仕組みは、次の通りとすること   |   |                                       |                       |                       |                                  |                       |                       |                       |
| a. あらゆる利害関係団体が利用できる。  | Fulfilled<br>ISOガイド 65, 7.1 といった、ISO ガイドを通して要求されている |                                       |                       |                       | Fulfilled<br>FSC-STD 20-001, 7.1 |                       |                       |                       |
| b. 公開されている。   | Fulfilled<br>ISOガイド 65, 7.1 といった、ISO ガイドを通して要求されている |                                       |                       |                       | Fulfilled<br>FSC-STD 20-001, 7.1 |                       |                       |                       |
| c. 申し立て者に費用はかからない   | N.R.I.S.  | Not fulfilled<br>文書にこうした要求事項は確認できなかった | Not fulfilled<br>左記参照 | Not fulfilled<br>左記参照 | N.R.I.S.                         | Not fulfilled<br>左記参照 | Not fulfilled<br>左記参照 | Not fulfilled<br>左記参照 |
| ガイダンス   |   |                                       |                       |                       |                                  |                       |                       |                       |
| この項目は、希望する人は誰でも、認定・認証・基準策定機関の決定に対し異議を唱えることができることを意味している。関連文書は通常、認定・認証・基準策定機関の苦情・異議申し立てプロセスに関する文書に含まれる。なおこれらの文書は、ISOとISEALルールの下、発行されなければならないことになっている |   |                                       |                       |                       |                                  |                       |                       |                       |

c) 認定

| 要求事項  | 結果                          |    |    |     |                             |    |    |     |
|---|-----------------------------|----|----|-----|-----------------------------|----|----|-----|
|   | PEFC 国際                     | 豪州 | チリ | ドイツ | FSC 国際                      | 豪州 | チリ | ドイツ |
| 認定機関、認証機関及び基準設定機関についての不服・異議申し立てに関する仕組みは、次の通りとすること |                             |    |    |     |                             |    |    |     |
| a. あらゆる利害関係団体が利用できる。                              | Fulfilled<br>ISO 17011, 5.9 |    |    |     | Fulfilled<br>ASI-PRO 10-198 |    |    |     |

|   |                             |                                       |                       |                       |                             |                         |                         |                         |
|---|-----------------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| b. 公開されている。   | Fulfilled<br>ISO 17011, 5.9 |                                       |                       |                       | Fulfilled<br>ASI-PRO 10-198 |                         |                         |                         |
| c. 申し立て者に費用はかからない   | N.R.I.S.                    | Not fulfilled<br>文書にこうした要求事項は確認できなかった | Not fulfilled<br>左記参照 | Not fulfilled<br>左記参照 | N.R.I.S.                    | N.A.<br>認定は国際レベルで行われている | N.A.<br>認定は国際レベルで行われている | N.A.<br>認定は国際レベルで行われている |
| ガイダンス   |                             |                                       |                       |                       |                             |                         |                         |                         |
| この項目は、希望する人は誰でも、認定・認証・基準策定機関の決定に対し異議を唱えることができることを意味している。関連文書は通常、認定・認証・基準策定機関の苦情・異議申し立てプロセスに関する文書に含まれる。なおこれらの文書は、ISOとISEALルールの下、発行されなければならないことになっている |                             |                                       |                       |                       |                             |                         |                         |                         |

苦情に伴う費用に関する評価について注意：文書中にこの点が取り扱われていなかった場合に、「要求事項が確認できなかった」というコメント付の“Not fulfilled”判定を下した。これは必ずしも、その制度の参加者が苦情に関わる費用を支払う義務を負っているということではない。

#### 基準 9- 森林管理の継続的改善の実現

| 要求事項  | 結果  |                         |                         |   |   |    |    |     |
|---|---|-------------------------|-------------------------|---|---|----|----|-----|
|   | PEFC 国際   | 豪州                      | チリ                      | ドイツ   | FSC 国際  | 豪州 | チリ | ドイツ |
| a. 認証制度は、遵守されていない点の遵守を達成するという条件付きで認証登録証が発行された場合、完全に遵守するまでの期限を設けること。 | N.A.<br>条件付で認証が発行されることはない   | N.A.<br>左記参照            | N.A.<br>左記参照            | N.A.<br>左記参照  | Fulfilled<br>FSC Standard<br>20-002, 8.3, 8.6             |    |    |     |
| b. 認証機関及び認定機関からの監査訪問は、少なくとも毎年実施されること。                               | Part 1 Fulfilled<br>PEFC Technical<br>document annex 6, 4<br>Part 2 N.R.I.S | Part 2<br>Not fulfilled | Part 2<br>Not fulfilled | Fulfilled<br>PEFC Manual<br>for<br>on-site-audit,<br>2b | Fulfilled<br>FSC Standard<br>20-001; FSC<br>guidance 20.1 |    |    |     |

|  |                                  |                       |                       |                       |  |  |  |  |
|--|----------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|--|--|--|
| c. 監査の結果として出された是正要求を伴う、遵守のための明確な期限があること。   | N.R.I.S.<br>期限は認証または認定機関の自由裁量である | Not fulfilled<br>左記参照 | Not fulfilled<br>左記参照 | Not fulfilled<br>左記参照 | Fulfilled<br>認証<br>FSC Standard<br>20-001, 8.3<br>認定<br>ASI-PRO 20-116,<br>5.4.2 |  |  |  |
| ガイダンス  |                                  |                       |                       |                       |  |  |  |  |
| Point aー通常、認証保有者が全ての要求事項を満たすまでの期限は、2年以内に設定すべきである<br>Point bー大半の認証スキームが設けている最低限の要求事項は、認証機関から認証保有者および認定機関から認証機関への年一回の査察である。要注意地域や苦情があった場合などは、より頻繁な査察スケジュールを設定すべきである<br>Point cー改善要求に対処するまでの期限は6ヶ月以内に設定すべきである |                                  |                       |                       |                       |  |  |  |  |

基準 10- すべての団体に開かれ、かつ費用効果的である

| 要求事項  | 結果  | 豪州                       | チリ                    | ドイツ                      | FSC 国際  | 豪州 | チリ | ドイツ |
|---|---|--------------------------|-----------------------|--------------------------|---|----|----|-----|
| a. 施業管理対象の規模、位置もしくは森林タイプに関係なく、すべての参加者が公平に利用できる方法があること | PEFC 国際<br>規模と森林タイプに関して Fulfilled<br>PEFC Technical document, annex 3, 4.1.a, b<br>地域に関して Not fulfilled | Fulfilled<br>地域に関しては下記参照 | 天然林に関して Not fulfilled | Fulfilled<br>地域に関しては下記参照 | Fulfilled<br>FSC Standard<br>20-002, 4.3.1.2, 4.3.1.3 |    |    |     |

|  |  |  |  |  |                                       |  |  |  |
|--|--|--|--|--|---------------------------------------|--|--|--|
| b. 上記の方法により、小規模森林所有者、地域社会及び利用を制限されていた可能性のある他のグループにも手が届く費用で、森林認証を利用できること。   | Fulfilled<br>非常に多くの小規模土地所有者が本スキームに参加している |  |  |  | Fulfilled<br>挙げられている団体が FSC 制度に参加している |  |  |  |
| ガイダンス  |  |  |  |  |                                       |  |  |  |
| <p>小規模森林所有者がより認証を利用しやすくするための規定は、次の 2 段階で設定できる</p> <p>a. グループ認証やマルチサイト認証の枠組みといった、審査内容の緩和による認定レベルでの対処。</p> <p>b. その団体に対し、要求するパフォーマンスのレベルを下げる、ある要求事項の遵守を免除する、などの基準レベルでの対処。</p> <p>通常は、これらの小規模所有者が認証スキームに参加する際も通常の認定/基準レベルでの遵守が可能と想定される。</p> <p>ISO ルールに従って認証機関が発行する認証保有者リストから情報を得られる。</p> <p>この森林所有者にとっての制度の利用しやすさを評価する際に、彼らに対し実質的に助成金が支給される可能性を考慮に入れなければならない。</p> <p>小規模とみなされる面積の概念は、伝統的な森林所有構造によって地域ごとに異なる。したがって、国内基準策定プロセスにおいて定義すべきである</p> |  |  |  |  |                                       |  |  |  |

PEFC の地域的制約に関するコメント (基準 10 a) : PEFC の認証事業は、承認された国内制度が存在する国でのみ実施されているので、こうした制度がな

い国の森林所有者は制度を利用することができない。国内システムの文書中には明記されていないものの、ドイツとオーストラリアにおいては、森林所有者が制度を利用するのを制限するような要求事項は確認されなかった。しかしながら、チリの制度は植林地施業にのみ適用可能であり天然林管理は対象外としている。

基準 11- 自発的な参加

| 要求事項  | 結果      |   |  |  |  |    |    |     |  |
|---|---------|---|--|--|--|----|----|-----|--|
|   | PEFC 国際 | 豪州  | チリ   | ドイツ  | FSC 国際   | 豪州 | チリ | ドイツ |  |
| a. グループ認証の場合、所有者もしくは彼らが指名した代理人と、認証の要求事項のためのグループ認証登録証を有する団体との間で一連の契約が交わされていること                   | N.R.I.S | Fulfilled<br>JAS-ANZ<br>Procedure26<br>Annex B, 4.5.3 | Fulfilled<br>Group<br>Standard 2.6         | Not fulfilled  | Fulfilled<br>FSC Policy 20-001<br>3.3.2            |    |    |     |  |
| b. グループの各構成員が、基準を満たす、さもなければグループから離脱することを確実にするための仕組みがあること。                                       | N.R.I.S | Fulfilled<br>AS-ANZ<br>Procedure26<br>Annex B, 4.5.3  | Fulfilled<br>Group<br>Standard<br>2.18     | Not fulfilled<br>森林所有者と<br>認証保有者との<br>間に公式な<br>関係はない           | Fulfilled<br>FSC Policy 20-001,<br>3.1.5, 3.1.6    |    |    |     |  |
| c. グループの規則に違反した場合、強制させる機構があること  | N.R.I.S | Fulfilled<br>AS-ANZ<br>Procedure26<br>Annex B, 2.1.4  | Fulfilled<br>Group<br>Standard<br>2.18.1-3 | Fulfilled<br>PEFC<br>Germany,<br>system<br>description,<br>8.4 | Fulfilled<br>FSC Policy 20-001,<br>3.1.5, 3.1.6    |    |    |     |  |
| d. 参加するすべての森林所有者は、認証制度が設ける基準を遵守するという約束に署名していること。  | N.R.I.S | Fulfilled<br>AS-ANZ<br>Procedure26<br>Annex B, 2.1.4  | Fulfilled<br>Group<br>Standard 2.6         | Not fulfilled<br>森林所有者<br>協会に要求さ<br>れる協力はな<br>い                | Fulfilled<br>FSC Policy 20-001,<br>1.6<br>関連:3.3.2 |    |    |     |  |
| ガイダンス   |         |   |  |  |  |    |    |     |  |
| Point a-グループメンバーとグループ認証を実質的に保有する団体との間の契約において、メンバーが改善要求を達成できなかった場合にそのメンバーをグループから除籍する仕組みを整備すべきである |         |   |  |  |  |    |    |     |  |

## 参考文献

別段の表記がない限り、全ての文書は以下に挙げた機関の Web サイトから入手可能である

### 分析に使用した資料

WWF/World Bank (2006): Forest Certification Assessment Guide; a framework for assessing credible certification systems/schemes; WWF/World Bank Global Forest Alliance

ISEAL Alliance (2004): ISEAL Code of Good Practice for Setting Social and Environmental Standards.

ISO/IEC Standard 14021 (1999): Environmental labels and declarations – Self-declared environmental claims (Type II environmental labelling)

ISO/IEC ISO standard 14020 (2000): Environmental labels and declarations — General principles

### PEFC 文書 (国際)

ITTO (1993): Guidelines on the sustainable management of natural tropical forests

ITTO (1993) Guidelines on the conservation of biological diversity in tropical production forests

ITTO (1993) Guidelines for the establishment and sustainable management of planted tropical forests

ITTO (2003): ATO/ITTO principles, criteria and indicators for the sustainable management of African natural tropical forests; ITTO Policy Development Series No 14; Yokohama

PEFC Council (2007): Technical Document

Annex 1: Terms and Definitions (2006)

Annex 2: Rules for Standard Setting (2006)

Annex 3: Basis for Certification Schemes and their Implementation (2007)

Annex 4: Chain of Custody (2005)

Annex 5: PEFC Logo Use Rules (2007)

Annex 6: Certification and Accreditation Procedures (2007)

Annex 7: Mutual Recognition (2007)

PEFC Council (2002): Statutes (as approved at General Assembly 22 November 2002)

Third Ministerial Conference on the Protection of Forests in Europe (1998): Annex 2 of the Resolution L2  
Pan-European Operational Level Guidelines for Sustainable Forest Management

### PEFC 文書 (ドイツ)

Deutsches Akkreditierungssystem Prüfwesen DAP (2005): PEFC Checkliste

PEFC in Deutschland (2006): Kriterien, Empfehlungen und Indikatoren für nachhaltige  
Waldbewirtschaftung auf regionaler Ebene (Indikatorenliste)

PEFC in Deutschland (2006): Satzung des PEFC Deutschland e.V.

PEFC in Deutschland (2006): Verfahren der Standard-Revision

PEFC in Deutschland (2006): PEFC-Standards für Deutschland - Leitlinie für nachhaltige  
Waldbewirtschaftung zur Einbindung des Waldbesitzers in den regionalen Rahmen

PEFC in Deutschland (2006): Systembeschreibung zur Zertifizierung einer nachhaltigen  
Waldbewirtschaftung

### **PEFC 文書 (オーストラリア)**

Australian Forestry Standard (2007): Complaints and Grievances Procedure

Standards Australia (2002): Development of Australia Forestry Standards - Record of Process

Standards Australia (2002): Development of Australia Forestry Standards - Formation of Technical  
Reference Committee

Standards Australia (2007): The Australian Forestry Standard

Joint Accreditation System of Australia and New Zealand (2003): General requirements for bodies  
operating assessment and certification of forest management systems

### **PEFC 文書 (チリ)**

Certfor 2002: Incorporation agreement and by-laws of the private non-profit organization

Corporación Certfor Chile de certificación

Certfor 2004: Standard for sustainable forest management

Certfor 2004: Certfor standard for group certification

Indufor 2004: Conformity assessment of the Certfor Forest Certification Scheme to the PEFC  
Requirements

Instituto Nacional de Normalización (INN) 2007 : Reglamento para la acreditación de organismos  
de evaluación de la conformidad INN- R401

### **FSC 文書**

Forest Stewardship Council A.C. (2005): FSC By-laws



Forest Stewardship Council (2002): Statutes

Forest Stewardship Council (1996): FSC-STD-01-001 (version 4-0), FSC Principles and Criteria for Forest Stewardship

Forest Stewardship Council (2004): FSC-STD-20-001 (version 1-0): The application of ISO/IEC Guide 65:1996 (E) by FSC accredited certification bodies

Forest Stewardship Council (2004): FSC-STD-20-002 (version 1-0): Structure and Content of Forest Stewardship Standards

Forest Stewardship Council (2004): FSC-STD-20-003 (version 1-0): Local adaptation of certification body generic forest stewardship standards)

Forest Stewardship Council (2004): FSC-STD-20-006 (version 1-0): Stakeholder consultation for forest evaluation

Forest Stewardship Council (2004): FSC-STD-20-007 (version 1-0): Forest Management Evaluation

Forest Stewardship Council (2004): FSC-STD-20-009 (version 1-0): Forest certification public summary reports

Forest Stewardship Council (1998): National Initiatives Manual

Forest Stewardship Council (2004): FSC-STD-40-201: FSC on-product labelling requirements (version 2.0)

Accreditation Services International; ASI-PRO-10-173: Reporting Procedure; (*publication pending until finalisation*)

Accreditation Services International; ASI-PRO-20-112: Procedure for the evaluation of applicant certification bodies for FSC accreditation; (*publication pending until finalisation*)

Accreditation Services International; ASI-PRO-20-113: Procedure for the surveillance of FSC accredited certification bodies; (*publication pending until finalisation*)